

第3回日本ヒートアイランド学会技術賞募集のご案内

“日本ヒートアイランド学会技術賞表彰規定”に基づき、第3回日本ヒートアイランド学会“技術賞”候補業績を募集します。

応募・推薦をご希望の会員各位は、下記の“日本ヒートアイランド学会技術賞応募・推薦要領”をご参照のうえ、“応募・推薦書”を学会ホームページから入手してください。

記

1. 募集する技術

独創的な研究成果をもとに、開発・実用化された技術やシステム、サービス等であって、本会が関係する分野に関する顕著な技術的な功績をなし、本会の目指す社会の創出・創造に貢献した技術であること。

2. 応募・推薦方法

本会所定の日本ヒートアイランド学会「第3回技術賞」応募・推薦書を2通ご提出ください。

（“応募・推薦書”は、学会HPからダウンロードしてください）

3. 提出締切日

平成28年9月30日（金） 同日消印有効

4. 提出先

日本ヒートアイランド学会事務局

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学 計算科学研究センター 日下研究室内

TEL : 029-853-6481

問合せ先 E-mail : info@heat-island.jp

5. 表彰業績選出

技術賞選考委員会が応募あるいは推薦された候補業績の審査と表彰候補業績の選出を行い、理事会で審議のうえ表彰業績を決定します。

6. 応募・推薦要領

摘要	内容
審査の対象	本会会員自らが応募した技術、あるいは本会会員の推薦を受けた技術で、本会の分野に関連する技術開発・システム・サービス開発などとする。 以下、ここでいう会員とは、アカデミック会員・一般会員・学生会員・団体会員・協賛会員をいいます。
応募・推薦の手続き	応募あるいは推薦を希望する会員は、募集締切日までに本会指定の“応募書”あるいは“推薦書”を2通提出してください。 ただし、応募・推薦には、下記の制限があります。

	<p>推薦を受けた業績にかかわる受賞候補会員が、同一年度の他の技術賞候補業績の応募者となっている場合は、いずれか一方の業績しか受け付けません。</p> <p>“応募書”・“推薦書”には、業績の内容を記載するための“候補技術の説明書”が付属しています。</p>
応募・推薦書の受理・不受理	<p>応募・被推薦技術の“受理”・“不受理”は、提出された“応募書”あるいは“推薦書”に基づく“予備審査”により決定されます。</p> <p>“受理”・“不受理”に関わらず、“応募書”や“推薦書”は返却されません。また、審査結果も公表されません。なお、“不受理”の通知を受けた応募技術は、翌年以降の応募・推薦を妨げません。</p>
応募・推薦の取消し・失格	<p>応募者あるいは推薦者が、応募・推薦を取り消した場合の扱いは、次のとおりです。</p> <p>選考委員会が通知する審査資料提出期間までに、応募者あるいは推薦者より応募あるいは推薦の取消しがあった場合は、これを有効とし、翌年以降の応募・推薦を妨げません。</p> <p>選考委員会が通知する審査資料提出期間までに審査資料が提出されなかった場合、あるいは、審査資料の提出後に応募あるいは推薦の取消しがあった場合は、これを失格とします。この場合は、当該技術にかかわる翌年以降の応募・推薦はできません。</p>
ヒヤリング・現場調査・質問書送付	<p>必要に応じ、応募者あるいは推薦を受けた受賞候補者に通知のうえ、応募・被推薦技術に対するヒヤリングや現場調査、質問書の送付を行います。</p> <p>応募者あるいは推薦を受けた受賞候補者がヒヤリングや現場調査、および質問書に対する回答書の提出を拒否した場合は、当該業績は失格したものとし、審査を中止します。</p>
審査の予定	<p>平成 28 年 9 月 30 日：公募締切</p> <p>平成 28 年 11 月上旬ごろ：予備審査</p> <p>平成 28 年 12 月中旬ごろ：中間審査</p> <p>平成 29 年 2 月下旬：本審査</p> <p>平成 29 年 4 月下旬：表彰技術の決定と通知</p> <p>平成 29 年 5 月下旬：表彰</p> <p>(審査の都合により、本予定が変更される場合があります)</p>

<p>表彰件数と受賞者</p>	<p>件数：2件以内（表彰対象技術が選出されない年もある）</p> <p>受賞者：本会の分野に関連する技術開発・システム・サービス開発などで業績に貢献した会員</p> <p>ただし、受賞者には下記の制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞者は、当該技術を開発した個人および団体とする。 ・世の中の類似技術と比較して、優れた技術であることを説明できるものとする。 ・応募時期よりさかのぼって1年以上の運用実績を有するもので、具体的データ等により実績を証明できるものとする。 ・複数の団体により開発された技術についても、表彰の対象とする。 ・1度表彰された技術に関連した技術の応募が、同一の者から、また他の者からあったときには、前に表彰された技術を著しく発展させたものであれば、表彰対象とできる。
<p>その他提出可能な資料</p>	<p>応募・推薦書の他に、論文、特許公報、会社概要、技術の詳細な内容、図面、写真、文献、新聞・雑誌の切り抜き、カタログ、サンプル等審査の参考になるものを提出することができる。</p> <p>また、必要に応じて、これらの審査資料の提出を求められる場合があります。</p> <p>提出された資料は、原則として返却されません。</p>